

春日井市国民健康保険  
運営協議会資料

国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について

平成31年1月15日 開催

# 目 次

1	国民健康保険事業運営について	1
2	平成31(2019)年度歳入・歳出収支見込について	2
	(1) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定結果	
	(2) 平成31年度国民健康保険運営費試算	
	(3) 収支差額の考え方	
3	税率等の改定について	3
	(1) 賦課方式の改正について	
	(2) 課税限度額の引き上げについて	
	(3) 税率等改定案	

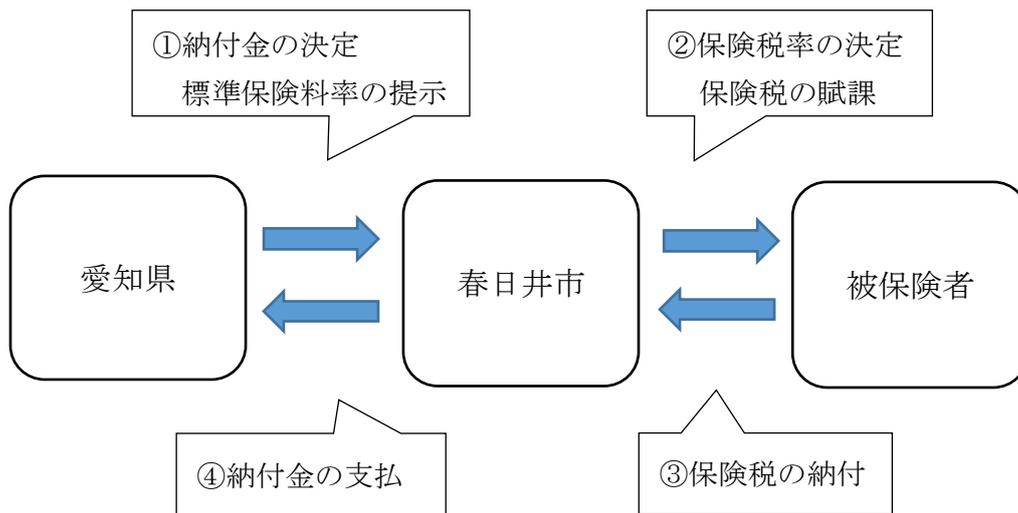
# 国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について

## 1 国民健康保険事業運営について

平成 30 年度からの国保広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に関して中心的な役割を担うこととなった。そのため、県は県内で必要な医療給付費を推計し、国・県の公費等及び各市町村が納める事業費納付金を財源に県全体の国保財政を運営する。

また、県は国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進することとなった。

市は、県が算定した納付金、一般会計からの繰入金等をもとに、保険税率を決定し賦課・徴収する他、資格管理、保険給付、保健事業を行う。



## 2 平成 31 (2019) 年度歳入・歳出収支見込について

### (1) 平成 31 年度国民健康保険事業費納付金の算定結果

県による算定結果 82 億 7,183 万 5,967 円  
(被保険者一人当たり 137,151 円)

### (2) 平成 31 年度国民健康保険運営費試算

収 入		支 出	
保険税	59.2 億円	保険事業費納付金	82.7 億円
県支出金	178.2 億円	保険給付	176.4 億円
繰入金	23.8 億円	保健事業	2.5 億円
その他収入	0.8 億円	その他支出	1.3 億円
合 計	262.0 億円	合 計	262.9 億円

収支差額	△0.9 億円
------	---------

※現行の税率で、財源補填のため 6.5 億円を繰り入れた場合

- 2020年度以降も被保険者の高齢化、医療の高度化に伴い一人当たり医療費の増加が想定される。

### (3) 収支差額の考え方

- 平成 31 年度の収支差額については、国民健康保険事業財政調整基金を活用することとする。

### 3 税率等の改定について

#### (1) 賦課方式の改正について

##### ア 資産割課税の状況

- 資産割については、所得につながらない居住用の資産にも課税される、市外の資産には課税されないなど不公平感がある。
- 愛知県が県内の標準的な保険料率の賦課方式を3方式としたことにより、平成30年度に4方式から3方式に変更した市町村が19団体ある。

##### 国民健康保険料(税)の賦課方式（春日井市は4方式）

計 算 方 法			4方式	3方式	2方式
応能	所得割	課税対象所得額に対し (%)	○	○	○
	資産割	課税対象資産税額に対し (%)	○		
応益	均等割	被保険者1人あたり (円)	○	○	○
	平等割	1世帯あたり (円)	○	○	

##### 県内市町村の賦課方式内訳

年度	4方式	3方式	2方式
平成29年度	35市町村	17市町村	2市町村
平成30年度	16市町村	36市町村	2市町村

##### イ 賦課方式の改正に向けての考え方

- 賦課方式は、資産割を廃止し3方式とすることとし、資産割の引き下げ分は、一人当たり税水準が変わらないよう所得割を引き上げる。
- 所得割引き上げによる被保険者負担への影響を考慮し、3年度にわたり3分の1ずつ税率改定を行う。

#### (2) 課税限度額の引き上げについて

地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額を54万円から4万円引き上げ、58万円とする。

##### 地方税法施行令の改正内容(平成30年4月1日施行)

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	合計
平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円

(3) 税率等改定案

区 分		現行	2019年度	2020年度	2021年度	標準保険料率	
基礎課税額	応能	所得割	5.10%	<b>5.37%</b>	<b>5.64%</b>	<b>5.90%</b>	7.03%
		資産割	15.0%	<b>10.00%</b>	<b>5.00%</b>	<b>0%</b>	—
	応益	均等割	24,500円	24,500円	24,500円	24,500円	28,525円
		平等割	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	20,256円
	課税限度額	540,000円	<b>580,000円</b>	580,000円	580,000円	580,000円	
後期高齢者支援金等課税額	応能	所得割	1.80%	<b>1.87%</b>	<b>1.94%</b>	<b>2.00%</b>	2.28%
		資産割	5.00%	<b>3.33%</b>	<b>1.66%</b>	<b>0%</b>	—
	応益	均等割	9,900円	9,900円	9,900円	9,900円	9,188円
		平等割	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	6,524円
	課税限度額	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	
介護納付金課税額	応能	所得割	1.10%	<b>1.30%</b>	<b>1.40%</b>	<b>1.50%</b>	1.84%
		資産割	5.00%	<b>3.33%</b>	<b>1.66%</b>	<b>0%</b>	—
	応益	均等割	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円	9,586円
		平等割	7,000円	<b>6,000円</b>	6,000円	6,000円	4,551円
	課税限度額	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	
合計	応能	所得割	8.00%	<b>8.54%</b>	<b>8.98%</b>	<b>9.4%</b>	11.15%
		資産割	25.00%	<b>16.66%</b>	<b>8.32%</b>	<b>0%</b>	—
	応益	均等割	44,100円	44,100円	44,100円	44,100円	47,299円
		平等割	38,000円	<b>37,000円</b>	37,000円	37,000円	31,331円
	課税限度額	890,000円	<b>930,000円</b>	930,000円	930,000円	930,000円	

※介護納付金課税額の平等割の改定は、応能分と応益分の均衡を図るため

【平成31年度 改定の影響】

世帯の所得	世帯数	増額	減額	増減なし
0円	12,009世帯 △1,800万円		6,466世帯 △1,800万円	5,543世帯
1～200万円	18,834世帯 △1,800万円	9,113世帯 2,200万円	8,223世帯 △4,000万円	1,498世帯
200万円～ 500万円	7,792世帯 2,600万円	6,383世帯 4,900万円	1,385世帯 △2,300万円	24世帯
500万円超	2,007世帯 4,700万円	1,815世帯 5,300万円	189世帯 △600万円	3世帯
計	40,642世帯 3,700万円	17,311世帯 1億2,400万円	16,263世帯 △8,700万円	7,068世帯

税率改定試算モデルケース

※年税額は端数処理しており、合計額と一致しない。

番号	世帯員	所得額	資産税額	現行				改定後				影響額			
				所得割 (円)	資産割 (円)	平等・均等 割 (円)	年税額 (円)	所得割 (円)	資産割 (円)	平等・均等 割 (円)	年税額 (円)	1年目	2年目	3年目	合計
1	夫(45),妻(45),子2人	200万円	10万円	133,600	25,000	156,000	314,400	142,618	16,660	155,200	314,300	△ 100	△ 1,000	△ 1,300	△ 2,400
2	夫(45),妻(45),子2人	200万円	なし	133,600	0	156,000	289,400	142,618	0	155,200	297,700	8,300	7,300	7,000	22,600
3	夫(45),妻(45),子2人	400万円	なし	293,600	0	195,000	488,400	313,418	0	194,000	507,300	18,900	16,000	15,600	50,500
4	夫(45),妻(45),子2人	400万円	15万円	293,600	37,500	195,000	525,900	313,418	24,990	194,000	532,300	6,400	3,500	3,100	13,000
5	夫(70),妻(70)	なし	10万円	0	20,000	29,940	49,900	0	13,330	29,940	43,200	△ 6,700	△ 6,600	△ 6,700	△ 20,000
6	夫(70),妻(70)	100万円	10万円	46,230	20,000	79,840	146,000	48,508	13,330	79,840	141,500	△ 4,500	△ 4,400	△ 4,400	△ 13,300
7	夫(70),妻(70)	200万円	なし	115,230	0	99,800	214,900	120,908	0	99,800	220,600	5,700	5,600	5,500	16,800
8	一人世帯(40)	100万円	10万円	53,600	25,000	82,100	160,500	57,218	16,660	81,100	154,800	△ 5,700	△ 5,400	△ 5,400	△ 16,500
9	一人世帯(40)	500万円	なし	373,600	0	82,100	455,500	398,818	0	81,100	479,800	24,300	20,400	19,800	64,500
10	一人世帯(40)	500万円	50万円	373,600	125,000	82,100	580,500	398,818	83,300	81,100	563,000	△ 17,500	△ 21,200	△ 21,800	△ 60,500
11	一人世帯(40)	900万円	なし	693,600	0	82,100	775,500	740,418	0	81,100	821,400	45,900	38,000	34,300	118,200
12	一人世帯(40)	1,000万円	なし	773,600	0	82,100	852,600	825,818	0	81,100	897,100	44,500	23,900	9,000	77,400
13	一人世帯(40)	1,500万円	なし	1,173,600	0	82,100	890,000	1,252,818	0	81,100	930,000	40,000	0	0	40,000